

## 平成15年7月25日

### 会議録 審査内容

#### ◇会議録

- 1 日 時 平成15年7月25日  
開会 13時30分 閉会 17時00分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 7名  
委員長 古川 稔 副委員長 乾 邦広  
委員 野原恵子 佐々木芳男 芳滝 仁 伊東昭雄 額瀨太郎  
議長 本保証喜
- 4 説明員  
総務課長課長 菅 好弘 地籍係長 岡田直之  
企画室参事 飯田晴義 企画情報担当 中川輝彦 企画情報担当 田井啓一
- 5 傍聴者  
中橋友子 堀川貴庸
- 6 事務局  
課長 平田正一 係長 澤部紀博
- 7 審査事件  
(陳情審査)・陳情第3号 「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情  
  
(所管事務調査)・総合企画及び総合調整に関する事項  
・広報及び広聴に関する事項  
・土地利用及び開発調整に関する事項
- 8 審査結果  
・ 陳情第3号 「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情 = 採択
- 9 審査内容  
(別紙のとおり)

## ◇審査内容

(13:30 開会)

○委員長（古川 稔） みなさんご苦労さまです。それでは、只今から総務文教常任委員会を開催いたします。本日の議案は、陳情の審査と所管事務調査であります。最初に付託された陳情の審査ということで、前回・前々回と2回続けて審査を致しました、陳情第3号「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情について、引き続き審査を致します質疑或いは討論等いただきたいというふうに考えております。

今までの質疑では大まかにまとめますと、1つに現教育基本法は戦後56年経過しているという中で、今の時代に即応した新しい教育基本法に変えてもいいのではないかというような意見。1つに教育基本法は憲法に沿ってつくられたものだと思うが教育基本法だけが何故先に変えられなければならないのかといった意見。

1つに教育基本法制定後、教育振興基本計画をつくろうとしている、行政が教育の中身にまでかかわろうとしているがそれはすべきではないと思う。1つに答申の論議が見えてこないし国レベルでも少ないと国民自体全国のPTA関係でも殆ど論議のないまま進められようとしている、新教育基本法も全面的に否定するものではないがまだ改定には如何なものか。1つに今の子どもたちの乱れが今の教育基本法に責任があるかにすりかえられ、改正に向けているようにも思われるというようなご意見が出ておりました。大まかな私のまとめで舌足らずの部分があるかと思えますけれども、先般2回の審査・質疑の中で皆さんから出された部分かと思えます。その後それぞれ勉強された事項があるかと思えますので、質疑を続けたいと思えます。

その前に先般、郵送ではございましたけれども日本弁護士連合会と21世紀に教育基本法を活かす会の声明とございますか、そういったものを送らせていただきました。前もって勉強していただければ幸いですと思まして送らせていただきましたので、その辺も含めてご意見ありましたらお願い致します。

○委員（乾 邦廣） 今回でこの陳情の審査は3回目の委員会であると思えますので、それぞれみなさん1回2回目で委員の皆さんのご意見は私理解したつもりでおります。しかしながら私この陳情書をなんども繰り返し十分読まさせていただきました、冒頭に堅持という言葉の表現にしていることに私たいへん抵抗を感じている一人でありますけれども、また陳情の文書の中に正確、言葉が抜けていたり付け加えてある部分が数箇所見受けられております。この陳情書に対してクレームをつけるわけではございませんけれども、正確に伝えてほしかったなというように思っております。今回この中央教育審議会が政府に答申した新教育基本法については、戦後個人の自由や権利に重点をおき過ぎた結果精神的な荒廃をもたらし、今まあ少年の犯罪がかなり増えてきている中で21世紀に入り時代が変わってきている中で社会的な考え方も変わってきている中での教育基本法の改正が必要でなかろうかなということであろうと私は思っておりますけれども、この教育基本法については国会で本格的な議論がなされていないことなどから考えますと、現状ではこの教育基本法について尊重することが大事なかなと思っております。

○委員（芳滝 仁） 堅持と言うことについてですが、中身について私は理念というふうな考え方と申しますか、そういうのを今の段階でのこう踏まえておかんとならんのではな

いかと、一様憲法に則った形で基本法が制定されているので憲法と一つの中でなされていることになり、これが基本法改正されることになりましたら憲法の中身に踏み込んでいくというふうな、そういう一つの入り口を作っていくというふうな理念の世界に一様今回は捕らえていかなければならない。現場の子どもたちの問題だとか今の教育の状況につきましては現場での一つの様々な問題はあろうかと思ひまして、戦後の教育の流れでも大きく変わって行っている現状があり一時から競争理念を具体的な形で入れていくという所で非常に学校が荒廃して行ったということが有り、それは一つの教育の流れと申しますか現場での一つの問題として捕らえていかなければならない、本当の意味で人権だとか人としての尊厳であるとかという一つのことを貫いていくと言うことが基本法の理念として示されていることから一つのとらえの所で今回は判断をしていかなければならないのではないかとというふうに考えます。

○委員（佐々木芳男） 先ほどこの陳情書についてのご意見がございました。私も多少不十分なところがあるかなという感じも無いわけではありませんけれども、ここで訴えていることは基本法を変える前にこの基本法をいかに活かすかということをお先ず十分やってもらいたいという願が大きく出ているのではないかとというふうに感じます。いま理念の問題も出てきましたけれども踏み込んで考えていくといろんな問題点が出てくる、憲法に抵触する問題も出てくるというようなことからですね、ここに出された陳情の願意はそこらへんを踏まえた教育現場でおそらく子どもたちと接しながら問題点が出てくる、そういったことを含めてこれから基本法に手をつけるのではなくてその中身を、まだ十分施行されていない部面があるとそこらへんも含めてもっともっと子どもの将来のために活かしていくべきだという押さえをしているのではないかとというふうに考えます。それから資料頂いた中にいろんな声明が出ております、この声明を読ましていただくと、やはり問題点これ基本法を変えようとするならばその中に非常に大きな問題点が含まれていると、いろんな資料を読んでみたらここまで出すのに極めて論議が少なかったという意見も出ております。そういった中で短時間の中で出てきた問題でもあるしまだまだ不十分なところがあるということをお考えてみると、やはり基本法の堅持ということが願意の中にそういったことを含めた押さえをしているのではないかとと思いますが、この陳情書の中身で十分理解できるのではないかなと思います。

○委員（野原恵子） 教育というのはどういうものなのかということをお十分に考えていく必要があるのではないかとお思います。何故教育基本法が出来たのかということ、いろんなものを読んだり、見ますとね戦争に入ってしまったときに戦争に入ってしまったときに戦争に協力させられる教育をずっとさせられてきたところに大きな反省があつて1人1人の子どもたちをお大切に、そしてどのような子どもを育てていくかそういうところをお十分に活かしていく為におこの教育基本法がつくられたんです。そうして50数年経っているんですけどもそういう中で実際にほんとうにおこの基本法を活かして教育の現場でされてきたかという所ではまだまだこの教育基本法をしっかりと教育の中で位置付けて実践していくという部分はまだまだ十分ではないとお思います。ですから私は改正ではなくて基本法をしっかりと活かしていく努力をしていくべきではないかとおいうふうに考えております。様々な子どもたちの荒廃が叫ばれているんですけども、これは基本法に添った教育をされてきたからではなくて十分に活かされて来ていないというところに大きな問題があるのではないかと

いうふうに私は考えております。それから資料を送っていただいたんですけどこれは日本弁護士連合会の方々が出された資料でもあるのですが、弁護士というのは人の権利とか利益を守る立場の職業についている方々の組織で出されたものですが、こういう方々もまだまだ十分な審議が必要であるしやはり問題があるところがあってもこれからもっと審議をして考えていくべきでないかということも書かれているんです、そういう点から見ると私は十分にこれを活かしていくという立場で、この陳情は採択するべきでないかというふうに考えます。

○委員（瀨瀨太郎） 陳情内容から見ても、諮問から1年4ヶ月、中間報告から約4ヶ月と極めて拙速な論議の中で答申がなされた。この辺のことも含めて私は時期尚早だなというふうに感じるところでございます。しかしながら諮問から約1年4ヶ月という中では、過去4年いろんな関係機関の中で4年間論議した中での諮問を受けたというようなことも、ちょっと考えておかなければならないのではないかと、当然諮問から始まって即論議をしながら、結論を出しながら答申をしたわけではないということお含みを頂きたいというようなことも考えているところであります。その中でこの陳情の中断にも有りますけれど国民が教育精神に則り個人の尊厳を重んじ、うんぬんと書いてあります。その中でも荒廃はしているということを一部認めている部分も書いてあるわけですが、しかしながらいま必要なのは日本国憲法の精神に則り個人をどうのこうの、要するにこれは憲法19条・思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。そういう意味のことだろうかとは私はこの内容からいってそう思うわけです。又そういった理念の中で今回の新法におかれましては、陳情の中身に戻りますが普遍にして個性ゆたかな文化の創造というようなことが書いてあるんですけど、今回の新法の中にも新たに規定する理念の中に、日本の伝統文化を尊重し郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養、といったようなことも織り込んであるわけですね、また陳情の後段の中にも学校、家庭、地域においてはお互いに協力しながら努力を行うことであると考え、これに至っても第7条で、学校・家庭・地域社会の連携・要するに社会教育の中で網羅されている部分があります、ただ私はこの部分だけ見ると簡単に書いているんでまだまだ本来は奥深い文言なり意味があるのではないかというふうに思います。そういった点の中で結論から申し上げますと、多少答申の時間が時期尚早ではなかろうかという中でもありながら、陳情の中の云っていることはある程度は網羅している部分もあるのではなかろうかといった中で、先般委員長から日本弁護士会連合会・21世紀教育基本法を活かすの会の資料読ましていただいたんですけど、一部それに協賛する部分もあるし、一部これ見解の相違ですから意見・考えの食い違いも当然あるかと思えます。そんな中で私は総合的にこれと兼ね合わせて見ますと、やはり愛国心ということが何か一番取り出されている部分、郷土愛、博愛というのですか、国家の博愛ということが取りざたされている中で誰も日本を愛さない人・愛しない人、郷土を考えない人はいないわけですね、その愛し方の違いであってそれはそれぞれ国民愛当然違うと思うんです、私は学校教育の中で、この陳情の中にも書いてあるように荒廃を危惧している。いじめ不登校がどうかなどそういったもののことが一概にそればかりとは言えないけどやはり郷土愛単に根本的なものが危惧しているのではなかろうかというようなことの中で、いま一歩郷土愛というもの考え直すことが今回の新法に十分活かされた内容に考えているんでなかろうかと、従って私はこの新法を推進する1人であるということでもあります。

○委員（伊東昭雄） 私、いま何故この新法が叫ばれているのかなと考えたら、瀬瀬委員が言われたように現場の教育がなされないから、今こうゆう子どもの教育がなされたと思うんです。ということは戦後アメリカの指導の下に作った基本法ですから、これが既に57・8年ほど経っている訳でしょう。いま見たときに道徳というか、権利ばかり主張して義務を主張しないとか、人を殺して何とも思わないとか、なんと言うかぜんぜん人間としての考え方が変わってきている、自己責任がない・ボランティアとか或いは人を助けるとか、そういうことが何か薄れてきているのが現実でないかと思うんです。それは現場でそういうことを子どもに教えるべきだという考え方も有るだろうけれども、それでは今の基本法でそうしたことがやっつけていけるのかそういうことが書いて入っていないんですどこを見ても、だからやはり新法ではそういうところも踏み入れて今度は新しく変えるというのではなく今の基本法に付け加えてそういう教育に進めていこうとそういう考え方にいま考えているのではないかと、従ってやはりこういうものは時代時代に変えていくわけですからやはりあくまでもこれを基本として何十年も行くべきものでないのではないかと現場で教えていけるといえるけれどどこかですり違えられてこのままいくのではないかという考え方、私するものですから、やはり新法で考えていること一部取り入れていくという考え方にたっていかなければならないのではないかという気がするんですよね。だけれどもまだ具体的なものが見えるようなものがなされていないから、そういう面をもっともっと分かりやすく議論して出すべきでないかなと、今の不十分だと考えているんです。

○委員（芳滝 仁） 今回の出されている内容は、理念に抵触をしていくということが有るといことが大きな問題でないかということで、理念を変えないで何かを付け加えていくんだということではないんだということは改正案を読ませていただいたら、これは理念を変えていこうという方法なんだということが見え隠れするものですから改正案に賛成をするわけにはいかないというふうな、あと例えば子どもが荒廃しているだとかいろいろな問題が起きることにつきましてそれなら子どもの教育の内容を変えて、その子どもを変えていこうとするのかとそういう教育の子どもたちを作ったのは誰なのか、私たち大人でないかとその大人が反省もしないで子どもの教育を変えていったらそれで済むんだという話、それは教育の基本的な一つの議論の仕方として私は間違っている、例えば基本法の理念が生かされない教育をされてきたということにつきましてはこれは現場の先生も責任はあるだろうし、親も責任はあるだろうと、子どもが責任ないだけでその辺のところを考え違いをしたら教育の進め方につきましての大きな、大人が間違いを犯していく一つの哲を踏んでいく形を繰り返していくんでないかと、私はそういう意味では現場の先生方にも反省をきちっとね親もそうだし理念を活かされなかったということは、そういう改正を出してきているということの引き金になってきている訳でありますから、その辺はやはりこれからの教育行政の中で見直していかなければならない内容ではないかというふうに考えます。

○委員（瀬瀬太郎） 一つ先ほど言い忘れたことなんですが、現法のことと新法のことなんですけれど教育基本理念ということの中をすりかえてというような事ではなく、文献にも現行法の基本理念を引き続き利用することもあるといったようなことははっきり文面化しているわけですね、そういったことも一つ頭に置かなければということです。

○委員（佐々木芳男） 改正に対する全部の答申を書いたものをもっているんですが、読んでみるとなるほどなという文面がたくさんあります。ただ問題はなぜこれを今変えなけ

ればならぬのかというところに大きな問題があるだろうと、先ほど子どもたちが今の基本法では指導しきれなかったからやはり改定しなければという押さえをしているようですが、私はそうではないかと、今回の答申の中に含まれている問題点と言うのに入っていきますという問題が出てきますけれども、ざつとばらんに云うと前の首相だった森首相が今の教育ではとてもうまくいかんと・問題点が多いということで彼の諮問機関として教育の基本法について、私的諮問機関として立ち上げたのがこれなんですね。いろんな経緯を読んでみるとその中身がどれだけ話されてきたかというあたりにも非常に大きな問題点がある、新聞に載ったのをまとめてみたんですが、これを論議するのに16人で形成されているんだそうですけれども、その会議に参加しているのは半分もないと云う状態が何回も続いたという中でこれが決められてきたと、一体これは誰が決めたんだということさえその委員の中でいわれていると、新聞に出ていたことでビックリしたんですが改正に対して、池坊やす子と云う文部科学政務次官がいるわけですが、この方が現基本法で困ることはないと若干足りないところがあったにしても今の教育がこの基本法によって問題点を起こしているのではないという事をはつきりしてですね、従っていまの教育が危機的状態にあるというのはこの荒廃した状態というのは基本法とは全く関係ないんだということを明確に言っているんですね従ってもっともったところあたりをもう少し掘り下げていかないと、表面は素晴らしいいいことが書いてある、従って先ほど国を愛するとか家庭教育の充実を図るとかこれ法律ですから、法理が我々の内心まで触れていくようなものをつくるというのは、先ほど云われまじけれども19条に違反する問題が出てくる、そういったことが公然とこの改正の中に出てきているこれあたりも弁護士連合会の中で大きく指摘されているわけです。従ってこのことを変えて何を狙いとしているのかというあたりが実は非常に我々には解らない面がある。従って極端なことを云うと昔は勅令主義であったとか教育勅語であったとか人民主義であったとか国家主義であったとかという形の中で教育がなされてきた国を愛するということに対して我々は強制的に愛さなければならない状態を作り上げられてきたというこの現実の中でもう少しこの辺を考えていかなければ大変なことになるのかなという心配も私はしているわけです。従って陳情書の中に出てきている願意はいまの基本法がまだ十分使いこなされていないと、そこらへんもう少し教育改革をするなり何なりをしながらもっとも子どもたちに生かされる基本法にしていくべきだということを訴えているわけなんで、願意はわかるなという感じがいたします。

○委員（乾 邦廣） 各委員のみなさんの意見出つくした感じを受けますので、討論に入ります前に暫時休憩を願いたいと思いますが。

○委員長（古川 稔） 休憩して宜しいですか。

（「はい」の声）

それでは暫時休憩いたします。

（休憩 14：05～14：15）

○委員長（古川 稔） 休憩前に戻りまして再開いたします。

質疑もやや出尽くしたのかというふうにも思えるわけですが、この辺で討論に入ることになるわけですが、質疑のかなでそれぞれ委員のみなさんから討論に近い意見が出されたので討論を省略し採決という方法で如何でしょうか。

○委員（乾 邦廣） 討論省略いたしまして採決で宜しいかと思えますけれども。

○委員長（古川 稔） 只今討論を省略してもいいのではとのご意見があるわけですが、よろしいですか。

（「はい」の声）

○委員（乾 邦廣） 先に行きます前に、私この基本法の改正に係る現状は政府に答申しただけでありますので国会でも本格的な議論もされておられません。しかしこれいづれ又この法案は国会で議論されると思いますので、当委員会・当議会といたしましても今後この法案があがってきた時には十分時間をかけて検討し議論の深まりが必要であるということをつけ加えて私はこの現状の今のあがってきた陳情は採択したいと思っております。

○委員長（古川 稔） 討論でないんで、採決ですね。

只今、教育基本法の堅持を求める意見書の提出に対しまして、乾委員から云われました方向で、おそらく近い将来に基本法が出てこようというふうに思いますその時点で当議会、多分この総務文教委員会に付託されると思いますのでその時点でまた再び十分審議するということをごみなさん方ご理解いただきますれば陳情書の可決ということで宜しいでしょうか。

○委員（瀬瀬太郎） これは諮問機関である教育審議会が答申したわけです国にですね、そうして国はその次の作業からいくと国会の場での審議ということになりますね、そこでこの答申の是非を何らかの採決が下されると思います、その中でその結果を待って当委員会が又それをどういう形になるか解りませんが、いま乾委員が云ったような再度それを付託された場合には審議するといったようなことだと思えます。それは明らかに国でその結果・是非が出されているわけですから、その辺委員長どう考えていますか。

（「休憩」の声あり）

○委員長（古川 稔） 休憩いたします。

（ 休憩 ）

○委員長（古川 稔） 再開いたします。

付託されました、陳情第3号 「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情につきまして採択することよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○委員長（古川 稔） それでは、陳情第3号につきましては採択と決定いたしました。ありがとうございました。

ここで、次の所管事務調査に入るまでの間準備の都合がありますので若干休憩いたします。

（説明員入室）

○委員長（古川 稔） 休憩前に続き会議を開きます。

それでは、本日の議案の2番目、所管事務調査に入ります。

最初に総合計画及び総合調整について担当課の方から説明をお願いします。

（ 所管事務調査は・総合企画及び総合調整に関する事項・広報及び広聴に関する事項・土地利用及び開発調整に関する事項について実施 ）

（17：00 開会）